



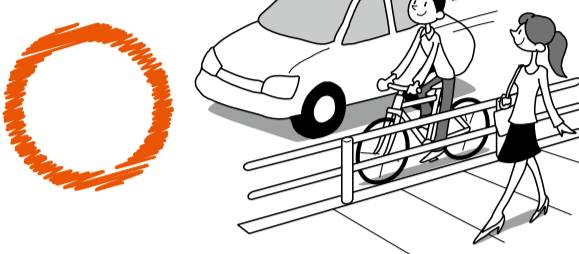
金沢まちなか 自転車利用 マップ



5つのルール

① 自転車は車道通行が原則

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。



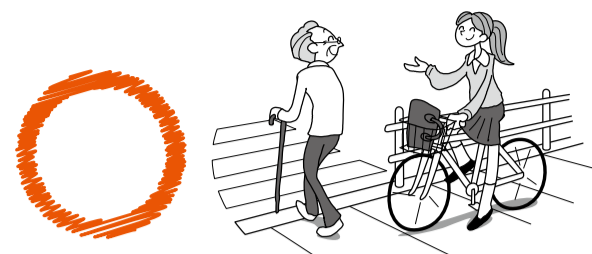
② 車道は左側を通行、右側通行は禁止

自転車は道路の左端に寄って進行しなければなりません。右側通行(逆走)は禁止です。



③ 歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



④ 安全ルールを守る

- ・二人乗りは禁止
- ・並走は禁止
- ・飲酒運転は禁止
- ・信号を守る
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での一時停止と安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

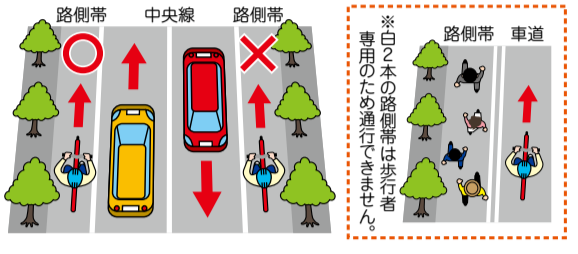


法改正により 自転車の安全利用を徹底!

- 道路交通法が一部改正され、平成25年12月から施行されました。
- 路側帯での自転車同士や歩行者との衝突、ブレーキ不備の自転車で公道を走行する違法行為を防ぐため、自転車に新ルールが設けられました。

① 自転車の路側帯通行は道路左側のみ

○自転車は車道通行が原則。道路両側の路側帯も通行することができましたが、今回の改正により、道路左側の路側帯に限定されることとなりました。右側の路側帯を通行すると3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金の対象となります。



② ブレーキ不備の自転車は、警察官が停止させ検査

○警察官による検査や応急のブレーキ整備、運転禁止命令に従わないと5万円以下の罰金の対象となります。



自転車は「車両」です。
車道が原則、歩道は例外。

歩道通行の「例外」とは?

- ①道路標識(右図)や道路標示によって歩道を通行できる場合
- ②運転者が児童(13歳未満)、70歳以上の高齢者、障害者である場合
- ③自転車通行の安全を確保するために、歩道を通行することがやむを得ない場合



金沢自転車ネットワーク協議会

〈事務局〉
○国土交通省 北陸地方整備局
金沢河川国道事務所 調査第二課
TEL:076-264-9912 FAX:076-233-9631
○石川県 土木部 道路整備課
TEL:076-225-1726 FAX:076-255-1728
○金沢市 都市政策局 交通政策部
歩ける環境推進課
TEL:076-220-2371 FAX:076-220-2048

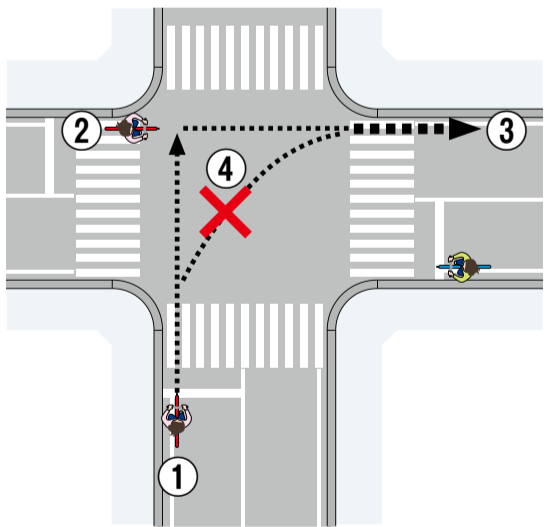
2014年3月発行

自転車の右折方法

自転車は「二段階右折」をしなければなりません。

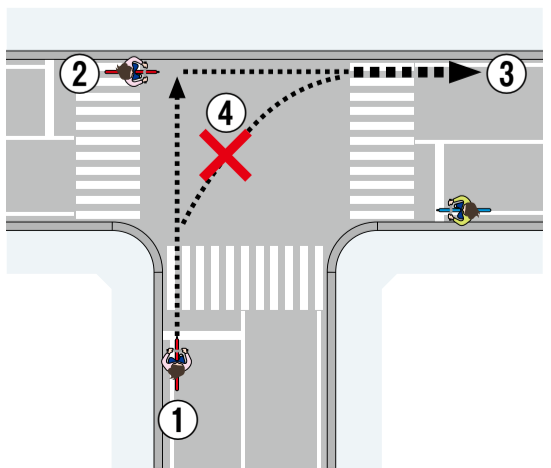
① 横断歩道がある交差点

- ①車両用の青信号に従い交差点を直進
- ②角のところ、または安全な位置で停止
- ③前方の信号が青になったら車道左側端を直進
- ④は違反です。



② 横断歩道があるT字路

※T字路の場合でも上記と同じ①~③の経路で二段階右折する必要があります。
※④は違反です。



自転車利用時の留意事項

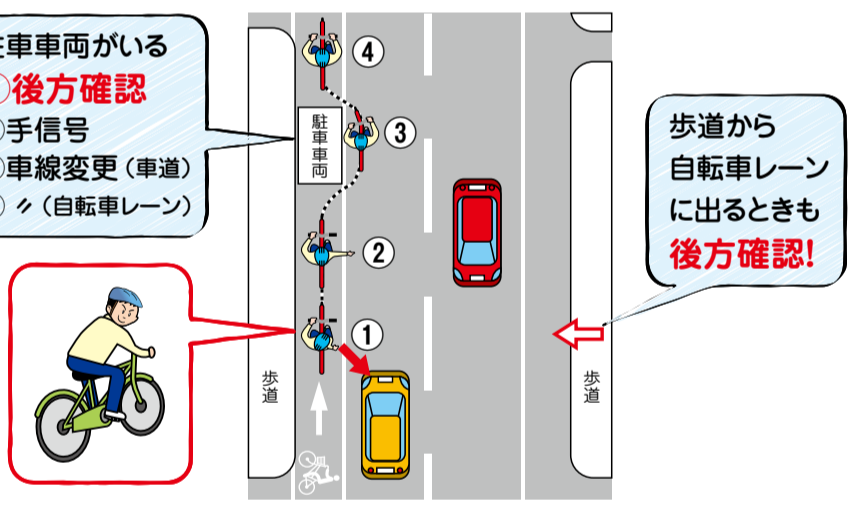
① 自転車の装備と服装に注意しましょう

- 自転車利用時には、ライト、尾灯、反射板などの装備を確認しましょう。
- ヘルメットを着用し、夜間に自動車のドライバーから視認されやすいよう、明るめの服装をしたり、バッグに反射材をつけるなど工夫しましょう。



① 進路変更時には必ず後方確認しましょう

○自転車車道で左側端を通行しているとき、前方の駐車車両を追い越す場合は、減速あるいは一時停止して後方を十分確認し、手信号を出した上で進路変更しましょう。



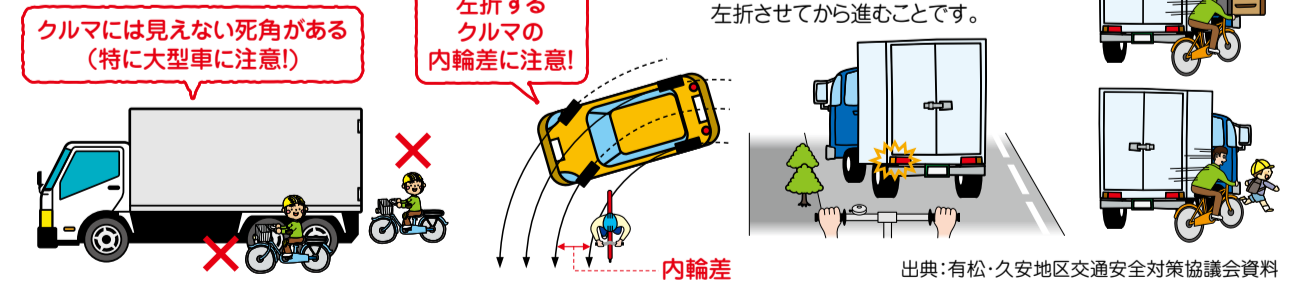
① バスの停車・発進時に注意しましょう

○前方のバス停にバスが停車している場合は、無理に追い越さず、発進するまで一時停止しましょう。



① 前方の大型車に注意しましょう

○大型車の死角や、内輪差による巻き込み、影からの飛び出しなどに十分注意しましょう。



① 自転車保険に加入しましょう

- 自転車は「車の仲間」ですので、もし歩行者等とぶつかり、相手を死傷させた場合は、加害者として重い責任を負うことになります。
- 万が一の事故等に備えて、自転車保険に加入しましょう。なお、自転車にTSマークを貼付すれば、傷害保険及び賠償保険が付帯されます。



※自転車事故事例

東京都では、70歳の女性が横断歩道を歩行中に、信号無視をした40歳の男性が運転する自転車にはねられ死亡し、裁判所は約4,700万円の支払いを命じた。
また、神戸市で発生した自転車の人身事故では、加害者側に約9,500万円の支払いを命じられている。

自転車は「車の仲間」。

車道左側が原則です

！ 歩道での通行は「例外」です

例外とは？

- 道路標識(右図)や道路標示によって歩道を通行できる場合
- 運転者が児童(13歳未満)、70歳以上の高齢者、障害者である場合
- 自転車通行の安全を確保するために、歩道を通行することがやむを得ない場合



自転車歩行者通行可

色分けの意味

交通量が少ない道

交通量が多い道

交通量がとても多い道

歩行者専用の道

自転車で通行できる歩道

自転車走行指導帯

自転車を利用する時の安全な走り方

交通量は少ないですが、歩行者やクルマに注意しながら、車道の左側を通行してください。
※「交通量が少ない」とは、4,000台/日以下のクルマが通る道路のことです。

交通量が多いため、安全を確認しながら、車道の左側を通行してください。
※「交通量が多い」とは、4,000台/日より多く25,000台/日以下のクルマが通る道路のことです。

交通量がとても多いため、安全を確認しながら、車道の左側を通行してください。
並行する交通量の少ない道を活用してください。
※「交通量がとても多い」とは、25,000台/日より多いクルマが通る道路のことです。

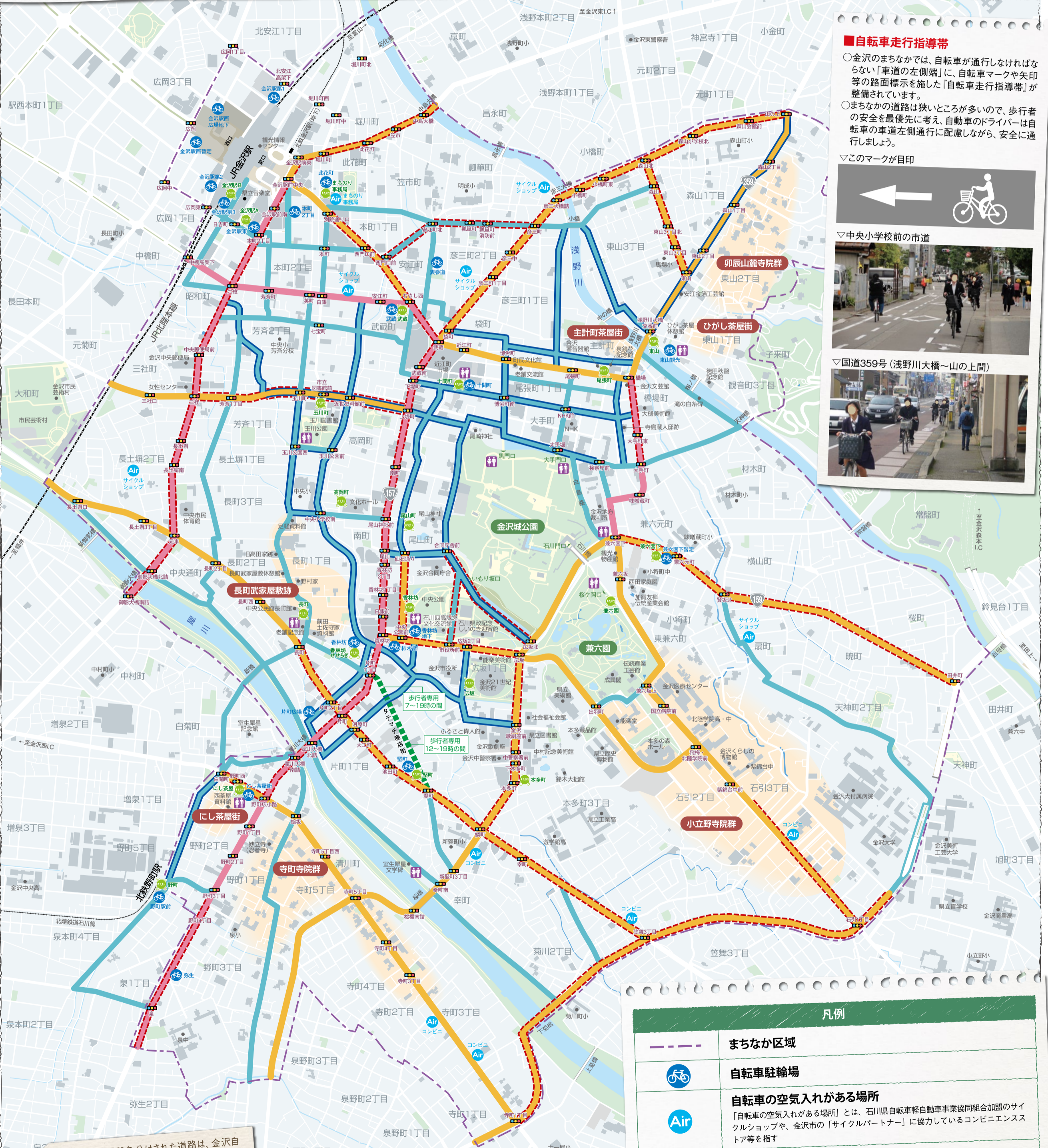
歩行者専用のため、自転車から降りて通行してください。

「普通自転車歩道通行可」の道路標識(右図)のある歩道では、自転車は歩道の車道寄りを徐行してください。

「自転車走行指導帯」のある車道では、車道の左側を通行してください。



※上記の交通量の目安は「金沢自転車通行空間整備ガイドライン(案)」(H25.8)を基にしています。



■ 自転車走行指導帯

- 金沢のまちなかでは、自転車が通行しなければならない「車道の左側端」に、自転車マークや矢印等の路面標示を施した「自転車走行指導帯」が整備されています。
- まちなかの道路は狭いところが多いので、歩行者の安全を最優先に考え、自動車のドライバーは自転車の車道左側通行に配慮しながら、安全に通行しましょう。

▽このマークが目印



▽中央小学校前の市道



▽国道359号(浅野川大橋~山の上間)



凡例

	まちなか区域
	自転車駐輪場
	自転車の空気入れがある場所 「自転車の空気入れがある場所」とは、石川県自転車軽自動車事業協同組合加盟のサイクルショップや、金沢市の「サイクルパートナー」に協力しているコンビニエンスストア等を指す
	「まちのり」のサイクルポート 「まちのり」とは、金沢市が実施する公共レンタサイクル(コミュニティサイクル)の愛称のこと
	公衆トイレ(主なところ)

●本マップに記載色分けされた道路は、金沢自転車ネットワーク協議会で策定した「金沢中心市街地の自転車通行空間整備ネットワーク(案)」に位置付けられた路線です。
●本ネットワークは、道路利用者や地域住民からの意見による検証等により、継続的なPDCAサイクルで効率的に運用し、適宜見直し・改善を図っていきます。

